

平成二十年四月十一日受領  
答弁第二五六号

内閣衆質一六九第二五六号

平成二十年四月十一日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流に同行した際に暴行を受けたとする外務省職員並びに暴行を働いたとされる衆議院議員への外務省の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流に同行した際に暴行を受けたとする外務省職員並びに暴行を働いたとされる衆議院議員への外務省の対応に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

御指摘の訪問団の出発式において、御指摘の訪問団の団長から苗木の持込みについて発言があり、御指摘の者はこの時点で初めて苗木の持込みについて知らされたと承知している。先の答弁書（平成二十年四月一日内閣衆質一六九第二一九号）一から三までについて述べたとおり、外務省として確認できる範囲では、苗木の持込み及び植樹については、御指摘の四島交流事業の実施団体において作成されたと承知する御指摘の訪問団の具体的な行程を記載した日程表に明記されていないと承知しており、また、北海道庁から事前に協議を受けていなかった。その他のお尋ねについては、御指摘の四島交流の枠組みの下での訪問が行われてから既に十年以上の年月が経過しており、また、外務省が保存している文書から確認できず、お答えすることは困難である。

七から十二まで、二十三、二十六及び二十七について

先の答弁書（平成二十年四月一日内閣衆質一六九第二一九号）四、八及び十一から十五までについて等

で繰り返して述べているとおり、外務省として御指摘の事実があったと考えるのは、当時、主に御指摘の者から提出された当時の報告書（以下「報告書」という。）及び診断書から判断したものである。報告書には、御指摘の議員の対応の詳細が記されていたと承知しているが、御指摘の四名が御指摘の事実があった場面に居合わせたか否かも含め、その他のお尋ねについては、御指摘の事実があった時点から既に十年以上が経過しており、また、報告書からは明らかでなく、お答えすることは困難である。

十三から十九まで、二十四及び二十五について

報告書は、先の答弁書（平成二十年四月一日内閣衆質一六九第二一九号）五から七までについて述べた外務省の関係部局等に配布された。その他のお尋ねについては、御指摘の事実があった時点から既に十年以上の年月が経過しており、また、文書が残されておらず、お答えすることは困難である。

二十から二十二までについて

報告書によれば、外務省欧亜局長（当時）から御指摘の議員に対して、後日説明を行いたい旨述べたと承知している。